













6/5 あっぽ6周年祭 開催

地域共生型福祉施設あっぽが、6周年を迎えました。 南部まちづくり協議会の皆さんと協力し、記念の周 年祭が青空市と合同で行われ、賑やかな催しとなり ました。



7/3 はじめてのガイドヘルプ講座

視覚障がいの方の日々の生活について理解を深めていただくために、移動支援方法を学ぶ講座を開催しました。幾度の延期と当日の天気も雨となりましたが、アイマスクを着用したまま移動や階段の昇降、食事をすることで、

階段の昇降、良事をすることで、 視覚障がいの方の気持ちを体験 することができました。

第117号

赤い羽根共同募金



赤い羽根共同募金は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな地域福祉 の課題解決に取り組むための「じぶんの町を良くするしくみ。」として実施しています。皆さんに協力して 頂いた募金が、皆さんの住む地域の福祉活動を推進します。

今年も10月1日~12月31日まで行われます。ご協力よろしくお願いします。

【期間】10月1日(土)~12月31日(土) 目標額 4,422,000円

金のながれ

(令和3年度実績)



令和3年度 募金額 **4.489.685**_円 愛知県共同募金会へ送金

募金全体の 約 78% 3,524,685_₽ 高浜市の地域福祉活動へ

災害等準備金

愛知県共同募金会

【中央共同募金会

被災地の・・・

●支援・援助活動を行う NPO・ボラン ティアグループ及び民間ボランティア センターなどへの活動資金助成



ボランティアさんの一生懸命な姿。に 勇気と希望をもらいました

募金全体の約 22% 965,000_円 を活用

愛知県内の・・・

- ●社会福祉施設設備整備費
- ●市町村を跨ぎ、愛知県内で活動する福祉団体

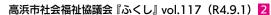
広域社会福祉事業

など

- ●施設入所等児童就職・進学支度支援
- 子ども食堂支援

子ども食堂

ひとりで食べるご飯と違う味がする



與同場 金 の 便 い 道



皆さまからご協力いただいた募金 は、「じぶんの町を良くするしくみ」 として、令和4年度は以下の事業 に活用する予定です。

おもちゃ

しています。

ライブラリ

車いす貸し出し

し出しています。

障がいのあるお子さんを対象

に、子どもの心豊かな成長を目

的におもちゃの無料貸し出しを

福祉実践教室



高浜市内の小中学校・高校の生 徒を対象に、車いす体験や手話・ 点字の学習をしています。

ふれあいサービス



買い物支援や車いす利用者の移 送などを、住民同士で支え合う サービスです。

※事前会員登録必須

心配ごと相談



弁護士による 30 分の無料法律 相談を行っています。

毎月第1・第3木曜日開催。

※事前予約制

生活困窮世帯への 学習支援事業に 対する支援



学習支援事業の中で、子どもたち の食事作りをして下さるボラン ティアさんへ支援を行っています。

車いす専用車両 「こころん号」 貸し出し



車いすを利用している方の外出支 援を目的に、車いすのまま乗車で きる車両を貸し出しています。

※事前予約制

※ふれあいサービスの活動、心配ごと相談の開催は、新型コロナウイルスの感染状況により中止になる場合があります。

病気やケガ等で車いすが必要に

なった方に、車いすを無料で貸

令和3年度 実績額 種 別 募金額(円) 戸別募金 3,237,492 法人募金 588,500 学校募金 132,345 職域募金 80,379 イベント募金 120,991 赤い羽根協力店 31,438 街頭募金 61,163 その他 237,377 計 4,489,685

インターネットからも募金ができます!

中央共同募金会のウェブサイト「はねっと」では、インターネット での募金が可能です。下のQRコードを読み込んでいただくと、 高浜市へ募金ができます。ご協力よろしくお願い致します。



赤山羽根共同募金(作品) 2/2/=

今年度も児童生徒作品コンクールに応募いただいた方の中から、 優秀作品を展示します。また、下記の予定以外にも、地域の皆さん に作品を見て頂けるよう展示を計画中です。

展示期間	時間	場所			
令和4年12月1日(木) く 令和4年12月28日(水) ※日曜・祝日は除く	【平日】 8:30~21:00 最終日は~15:00まで 【土曜日】 8:30~17:00	いきいき広場 2階 ロビー			

10月1日から始ま る募金期間に合わ せて、市内のイベ ント等で募金活動 を行います。見か けた際はご協力お 願い致します。



令和3年度 事業報告

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえながら、利用者のために事業を継続することに意識を置いて事業を進める1年となりましたが、当会のいずれの事業所においても、感染拡大することなく事業を継続することができました。また、重点事業に対しては以下のとおり実施してまいりました。

1 高齢者・障がい者・子どもを含む包括的な支援

コミュニティーソーシャルワーカー(CSW)を小学校区単位で配置し、地域に訪問することで、地域ニーズの把握などに努めました。また、南部、吉浜まちづくり協議会の見守り、困りごと相談活動の推進に努めました。

2 日常生活における困りごと対応力の強化

新型コロナウイルスの影響により困窮した世帯への支援に努めました。加えて、新型コロナ感染者等への 買い物支援事業を実施しました。

3 ボランティア活動の推進

コロナ禍でのボランティアのモチベーション維持のため、ボランティア受入れ先である市内事業所と連携 し、ボランティアに向けたメッセージ動画を作成し、ボランティアセンターのホームページで公開しました。

4 子育て支援事業の推進

待機児童対策として、令和4年3月末で家庭的保育おひさまを廃止し、定員12名の小規模保育としての 開始準備を完了しました。

5 障がい者の地域生活支援づくり

4月1日より「たかはまくらし安心ネット(地域生活支援拠点)」事業を開始し、地域生活支援コーディネーターを中心に、地域生活支援拠点事業の機能の整備に努めるとともに、オンラインを活用しながら、市内の相談支援事業所との連携強化に努めました。

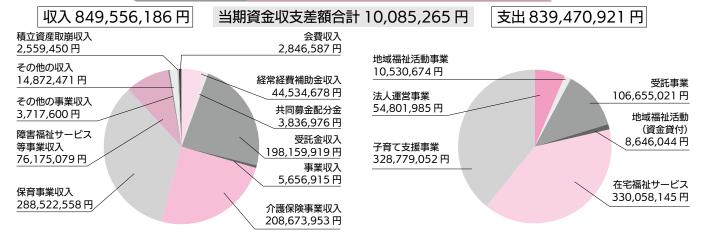
6 高齢者への在宅福祉サービスの充実

各事業所で感染拡大防止対策に努めた結果、いずれの事業所も長期に休所することなく、通所・訪問など 各サービスを継続することができました。

7 法人内連携の強化・人材の育成

新型コロナウイルス感染症対策として、法人内会議にオンライン会議を導入したほか、抗原検査キットの確保などにより、法人としての新型コロナ対策を拡充しました。

令和3年度 資金収支決算(事業活動における収支)





福利深護との手送見制度を決定後見制度を

法定後見制度とは?

法定後見制度は認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々を、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等(成年後見人、保佐人、補助人)が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を取り消したりすることによって、本人を保護・支援する制度です。また法定後見制度は「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じた制度を利用できます。

「後見」: 判断能力が欠けているのが通常の状態の方

「保佐」: 判断能力が著しく不十分な方 「補助」: 判断能力が不十分な方

成年後見人等の業務(財産管理と身上監護)

成年後見人等は本人の意向を尊重しながら、不動産や預貯金などの財産を管理(財産管理)したり、本人の心身の状態や生活の様子等を考慮し、必要な福祉サービスや医療が受けられるよう、介護契約の締結や医療費の支払い(身上監護)などを行なったりします。

こんな場合に法定後見制度の利用が考えられます

- ・認知症の親が訪問販売の被害に遭っているようだ。
- 知的障がいを持つ子供の親亡きあとの生活が心配だ。

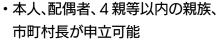
…他にも対象となるケースはあります ので、ご相談ください。

法定後見制度利用のイメージ

申立人







・申立て用の書類や費用が必要

成年後見人等

・親族や法律・福祉の専門職など



支援

申立

裁判所(本人の住所地を管轄する家庭裁判所)



- 調査、鑑定を経て補助、保佐、 後見開始の審判
- ・本人にとって最も適任だと思われ る人を成年後見人等として選任

成年後見人等は、家庭裁判所から与えられた権限の範囲 で本人に代わって以下のことを行います。

※権限は補助・保佐・後見の類型や申立て内容により変わります。
①代理権

例:障がいを持つ本人の財産管理や福祉サービス利用契約の手 続きを本人に代わって行う など

②同意権

例:本人が数十万円もする高額な品物の購入することについて、 本人に不利益がないか検討し、問題が無ければ同意する など

③取消権

例:認知症の本人が、悪質な業者にだまされ不利益な契約をした場合に、その契約を取り消す など

家庭裁判所へ申立てするには費用がかかります。また、戸籍謄本、登記事項証明書、医師の診断書などの書類が必要となります。詳細は家庭裁判所へお尋ねください。

名古屋家庭裁判所岡崎支部 TEL **0564-51-8950**(平日8:45~17:00)

(参照:法務省民事局パンフレット - いざという時のために知って安心 成年後見制度 成年後見登記制度 -)



手話奉仕員養成講座

日常生活で 学要な手話表現等を 学びます



日 時:令和4年10月4日(火)~令和5年3月14日(火)19:30~21:00

・詳細は以下、スケジュールをご確認ください。

★がついている日は、19:00~21:00までとなります。

場 所:いきいき広場3階ワーキングルーム(高浜市春日町五丁目165番地)

対 象: 高浜市在住・在勤の方

定 員:20名程度

費 用:3,300円 (テキスト代)

・以前開催した入門課程、基礎課程で使用したテキストをお持ちの方は無料。

・講座の初回日にお持ちください。

申込期間:9月22日(木)まで

申込方法:下記の電話・窓口・Eメールにてお申込ください。

	日時	テーマ	講座内容
1	10月 4日(火)	開講式 オリエンテーション	学ぶことはなにか知ろう他
2	10月11日(火)	つたえあってみましょう	身振り・表情・指さしを工夫して伝える
3	10月18日(火)	つたえあってみましょう	身振り・表情・指さしを工夫して伝える
4	10月25日 (火)	自己紹介をしましょう①	名前を紹介
5	11月 1日(火)	自己紹介をしましょう②	家族を紹介
6	11月 8日(火)	自己紹介をしましょう③	数を使う
7	11月15日(火)	自己紹介をしましょう④	趣味について
8	11月22日 (火)	自己紹介をしましょう⑤	仕事について
9	11月29日 (火)	自己紹介をしましょう⑥	あなたの家
10	12月 6日(火)	自己紹介をしましょう⑦~まとめ~	ろう者に自己紹介
11	12月13日(火)	話してみましょう I ①	1日のことを話す
12	12月20日 (火)	話してみましょう I ②	1ヶ月のことを話す
13	1月10日(火)	話してみましょう I ③	1年のことを話す
14	1月17日(火)	話してみましょう [④	パーティーのことを話す
15	1月24日 (火)	話してみましょう I ⑤	旅行のことを話す
16	1月31日(火)	話してみましょうⅡ①	病気のことを話す
17	2月 7日(火)	話してみましょうⅡ②	学校のことを話す
18	2月14日(火)	話してみましょうⅡ③	職場のことを話す
19	2月21日(火)	まとめ学習①	手話劇
20	2月28日 (火)	まとめ学習②	手話劇
21	3月 7日(火)	ろう者と交流しましょう①	手話劇の発表、ろう者との交流
22	3月14日(火)	閉会式	ろう協、手話サークルの紹介等、修了証の交付

※新型コロナウイルスの感染状況により、延期または中止となる場合があります。

申込み 高浜市社会福祉協議会 ボランティアセンターてとてとて

問合せ TEL: 52-9882 FAX: 52-4100 メール: tetotetote@takahama-shakyo.or.jp

高浜市わくわくフェスティバル

復活! わくわくフェスティバル ~ふくもと防災~

- ◆開催日 11月6日(日)10~13時
- ◆場 所 高浜市いきいき広場・デッキ・ロータリー

今年、2年ぶりとなる「高浜市わくわくフェスティバル」を開催します。 いまだ、コロナ前に戻ったわけではありませんが、地域と福祉のつながりづくり のために今年は小規模でもフェスティバルを再開することになりました。 新型コロナウイルス感染予防対策をしっかりと行い、実施します。



高桑雄司(高浜市社会福祉協議会副会長)

実行委員長のメッセージ

福祉団体等の活動を広く市民の方に知っていただくとともに、福祉への 興味・関心・理解を広げ、誰もが暮らしやすい地域となるよう継続してき たわくわくフェスティバル。

今回テーマの「復活!」に込めたのは、中止を経た今だからこそ、笑顔でつながる大切さを実感していただければという想いです。感染防止との両立を目指し企画しています。ぜひ、皆様ご参加ください。



たかはま ボッチャ大会開催!

毎年、熱戦が繰り広げられるたかはま No1 チームを決める「たかはまボッチャ大会」を、今年も開催します。ボッチャは、年齢、障がい、競技年数関係なく、誰でも楽しむことができるスポーツです。ぜひ、みなさんご参加ください。

昨年度と同様、新型コロナウイルス感染予防対策をしっかり行い、開催します。



予選・決勝同日開催

12月4日(日)

たかぴあ メインアリーナ・サブアリーナ

募集方法等詳細情報については、高浜市社会福祉協議会ホームページ等で随時情報をお伝えします。ご確認よろしくお願いします。

※両イベントは新型コロナウイルスの感染状況により、中止となる場合があります。

保育園尼素敵な寄贈含い过过きました









保育園の子どもたちのために、高浜電工株式会社 高桑雄司様から、 テーブルやマットなどの寄贈をいただきました。新しいテーブルでみ んな仲良くおやつを食べたり、水遊びで新しい遊びをしたり、トラン ポリンで全身を使って遊んだりし、楽しく過ごすことができています。 あたたかいお気持ち、ありがとうございました。



ボランティアセンターよりお知らせ



第1金曜日 9:30~12:00 第3金曜日13:30~16:00

いきいき広場にて**ボランティア広場**を開催しています!!

災場**●** 必済☆ 詳しくはボランティア でできない。 「単独ない」をご覧ください。

- 〇 ボランティア相談会 ……【予 約 不 要】ボランティアについて、どなたでもご相談できます。
- 〇 ボランティア活動場所 …【事前予約制】ボランティア登録されている方を対象に場所の提供をします。
- 〇 ボランティア交流会 ……【不定期開催】ボランティア登録されている方同士の交流会です。
- つながるネットの活用 …【予 約 不 要】ボランティア登録されている方を対象に、刈谷、知立、東浦、 高浜のボランティア情報が掲載されているつながるネットにつ いて、使い方や活用の相談ができます。

「ボランティアをはじめてみたいけど、何から始めていいのかわからない…」 「ボランティア仲間と集まって活動したいけど場所がない…」等の悩みに寄り添い、 丁寧なサポートをします。ぜひ、ご活用ください‼

●問合せ 高浜市社会福祉協議会 ボランティアセンターてとてとて TEL:52-9882

善意をありがとうございました

(株)青木堂、高浜電工(株) 高桑雄司、高浜寅卯会(25年・26年生)、永柳和枝、マリオン高浜店 (50 音順、敬称略)

広報紙「ふくし」 は財源の一部に赤 い羽根共同募金配 分金を受けて発行 しています。

編集 発 行

社会福祉法人高浜市社会福祉協議会

〒444-1334 愛知県高浜市春日町五丁目165番地 TEL: 52-2002 FAX: 52-4100

E-mail: info@takahama-shakyo.or.jp

